

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を
図るためのまちづくりに関する条例による

開発事業の手続きと調整 ハンドブック



宇治市では、「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例（通称：宇治市まちづくり・景観条例）」により、開発事業を行うにあたり、構想段階から地域への周知のための手続きが必要です。

また、一部の地域においては、開発事業について地域と紛争が生じたときの解決を図るための手続きも定めています。

目次

1 . 対象となる開発事業	1
2 . 開発事業の構想の手続き	1
開発事業の構想の周知活動の手続き（フローチャート）	
【開発事業構想届出書】【開発事業計画調書】【開発事業構想標示板】	
【開発事業構想標示板設置届出書】【開発事業構想周知状況報告書】	
3 . 開発事業の事前協議の手続き	8
開発事業の事前協議の手続き（フローチャート）	
【開発事業事前協議書】【土地調書（事業区域）】【土地調書（隣接区域）】	
【開発事業に関する施行同意書】【開発事業に関する施行承諾書（隣接）】	
【開発事業計画標示板】【開発事業計画標示板設置届出書】	
【周辺住民説明会開催状況報告書】【意見書】【見解書】	
【開発事業事前協議変更協議書】	
4 . 開発事業に関する工事の着手等の手続き	26
開発事業に関する工事の着手等の手続き（フローチャート）	
【開発事業工事着手届出書】【開発事業工事完了届出書】	
【開発事業工事完了検査終了通知書】【開発事業工事完了検査是正通知書】	
【公共施設等工事完了届出書】	
5 . 地位承継及び事業の廃止	33
【地位承継届】【委任状】【開発事業廃止届出書】	
6 . あっせん・調停の手続き	37
あっせんの手続き（フローチャート）	
調停の手続き（フローチャート）	
【あっせん申出書】【出席要請書】【あっせんに必要な関係図書提出依頼書】	
【あっせん打切通知書】【調停申出書】【調停案受諾勧告書】	
【調停案受諾勧告に対する回答書】【調停打切通知書】	
7 . 都市計画法及び本条例に基づく公共施設等の移管手続き	47
【公共公益施設・用地の無償譲渡(帰属・寄附)申込書】	
【都市計画法第32条第1項の規定による同意願】	
【都市計画法第32条第2項の規定による協議書】	
8 . 開発事業の構想から建築確認申請に至る手続き関係フローチャート	51
9 . その他	53
【宇治市まちづくり・景観条例に関する各課意見回答書 記入例】	
【開発計画概要書】	

1. 対象となる開発事業

宇治市まちづくり・景観条例において、対象となる開発事業等は以下の事業です。

宅地開発事業

事業区域面積が300㎡以上の宅地開発事業

中高層建築行為

建築物の高さが10m以上の建築物

特定用途建築行為

1)集客施設

店舗、飲食店、銀行の本・支店その他これに類するもの、ボウリング場、ホテルまたは旅館、ぱちんこ屋、カラオケボックス、劇場、映画館及びキャバレーその他不特定多数の集客を目的とした建築物で、かつ事業区域面積が300㎡以上のもの

2)工場・事務所・倉庫・病院・神社等で事業区域面積が300㎡以上のもの

3)集合住宅

4)危険物の貯蔵場

5)葬祭場

6)学校

7)福祉施設

8)墓地

9)その他、市長が必要と認めたもの

建築行為等を伴わない土地利用の変更及び現況の土地利用を著しく変更する行為

1)資材置き場(事業区域面積が300㎡以上)へ利用を変更する行為

2)自動車駐車場(事業区域面積が300㎡以上)へ利用を変更する行為

3)洗車場(事業区域面積が300㎡以上)へ利用を変更する行為

4)墓地(事業区域面積が300㎡以上)へ利用を変更する行為

5)その他、市長が必要と認めたもの

地区まちづくり計画が認定されている地区内で行われる開発事業

ただし、自己の居住の用に供する住宅、国・地方公共団体等が行う開発事業及び上記の事項で軽易な建築行為等を除きます。

2. 開発事業の構想の手続き

宇治市まちづくり・景観条例に基づく開発事業の構想からの手続きの概要は、次のとおりです。

1. 市に「開発事業構想届出書」(P3)を提出してください。

市の窓口において、公表します。

2. 「開発事業構想届出書」を提出後、事業区域において「開発事業構想標示板」(P5)を設置し、市に速やかに「開発事業構想標示板設置届出書」(P6)を提出してください。

開発事業構想標示板は、事業区域に接する道路から見やすい場所に設置してください。

2以上の道路に接する場合は、標示板を道路毎に設置してください。

標示期間は、事前協議において設置する「開発事業計画標示板」の設置時までとします。

開発事業構想標示板は、適正に管理してください。

3. 標示板設置後、資料等で近隣住民に開発事業の構想内容の周知を図ってください。

3,000㎡以上の開発事業については、近隣住民に開発事業の構想内容の説明会を開催してください。3,000㎡未満の開発事業については、近隣住民から説明会を求められた場合、説明会等を行い説明してください。

「近隣住民」は、開発事業の区域の敷地境界線からの水平距離で、開発事業の区域に建築する建築物の高さの1.5倍の距離又は15mのいずれか長い距離の範囲内における土地所有者又は建物所有者又は建物占有者を対象としています。

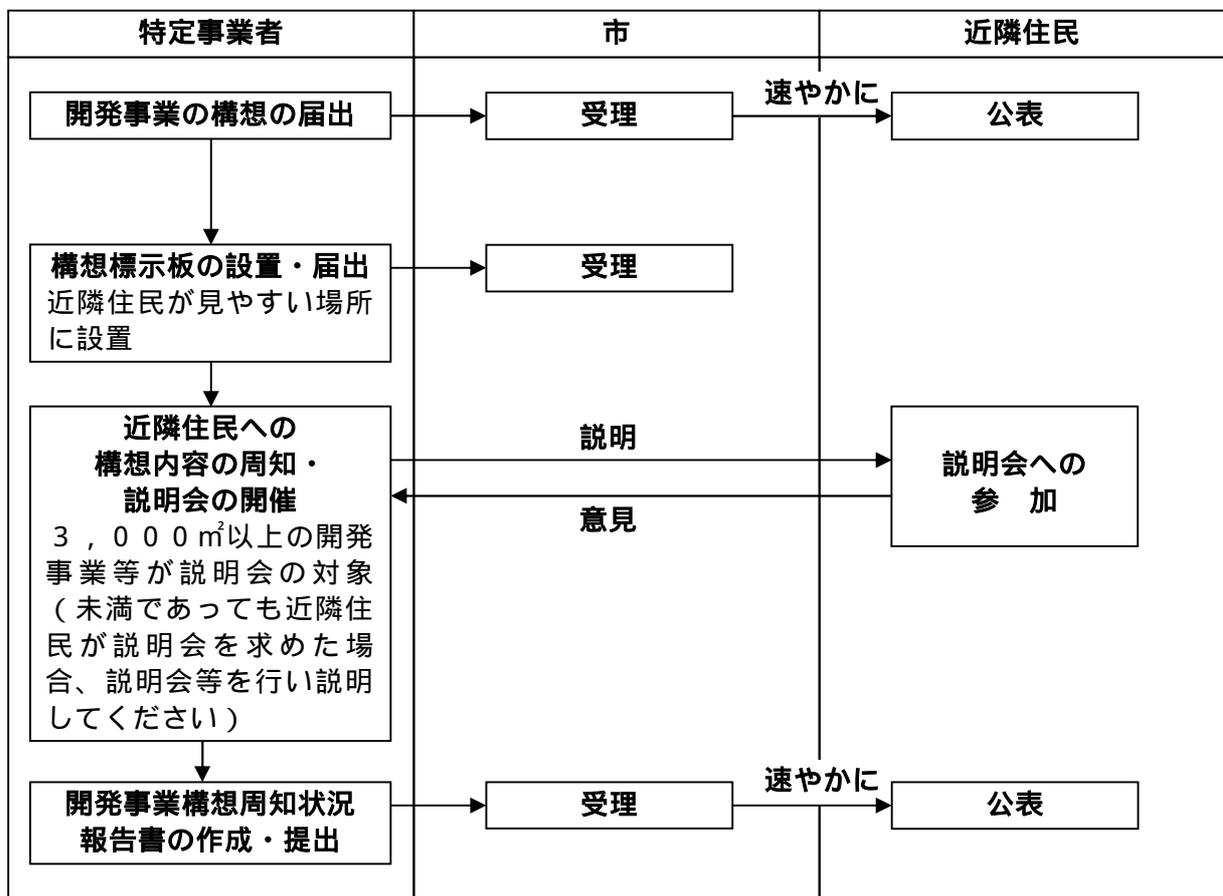
4. 近隣住民へ説明会等を実施した後、「開発事業構想周知状況報告書」(P7)を市に速やかに提出してください。

説明会を求められていない場合でも、「開発事業構想周知状況報告書」を提出してください。

近隣住民に対しては、報告書が公表される旨を周知してください。

市の窓口において、公表します。

< 開発事業の構想の周知活動の手続き >



開発事業構想届出書の様式

開発事業構想届出書		年 月 日
宇治市長	あて	
	特定事業者 住 所 氏 名 電話番号	印
宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第36条に基づき、 開発事業構想を届け出ます。		
施 行 場 所	宇治市	
事 業 区 域 の 面 積		m ²
開 発 事 業 構 想 の 内 容 (用 途)	宅地開発事業 (区画) 中高層建築行為 () 特定用途建築行為 () 土地利用の変更及び現況の土地利用を著しく変更する行為 建築を伴わない資材置き場 建築を伴わない自動車駐車場 建築を伴わない洗車場 建築を伴わない墓地 その他、市長が必要と認めたもの 宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関 する条例の地区まちづくり計画が定められている地区内での建築行為 () その他、市長が必要と認めたもの ()	
代 理 者	住 所 名	(電話番号)

(注) 下記に示すものを添付してください。

1. 開発事業構想の対象となる区域を示す図面(縮尺2,500分の1程度)
2. 開発事業構想の内容を記載した書面及び図面(開発事業計画調書、土地利用計画図)
3. その他、市長が必要と認める図書

開 発 事 業 計 画 調 書

用 途 地 域			%		
都市計画道路	幅員 線 m	建ぺい率	%	容積率	%
		()			
砂防指定地	内 ・ 外	宅造等規制区域		内 ・ 外	
風致地区	内 ・ 外	埋蔵文化財包蔵地		内 ・ 外	
地区計画	内 ・ 外	建築協定		内 ・ 外	
高度地区	第1種高度 第2種高度 第3種高度 第4種高度 第5種高度 指定なし				
防火地域	防 火	準防火	建築基準法第22条区域	指定なし	
水利権者名			同意の有無	有 ・ 無	
し尿処理法	公共下水道	合併浄化	集中浄化	その他()	
開 発 事 業 計 画 の 内 容					
用 途		区画数(戸数)	区画・戸		
構 造	造	計 画 人 口	人		
階 数	階	高 さ	m		
棟 数	棟(附属建築物 棟)	緑 地 面 積	m ²		
駐 車 場	敷地内 台・敷地外 台	駐 輪 場	台		
帰属・寄附内容	種 類	数 量	備 考		
建 築 物	各 面 積		開 発 事 業 事前協議部分 (附属建築物含)	合 計 (既存部分含)	確 認 申 請 書 建 ぺ い 率
	敷 地 面 積		m ²	m ²	%
	建 築 面 積		m ²	m ²	%
	延床面積(建築物全体)		m ²	m ²	容 積 率
	延床面積(容積対象)		m ²	m ²	%
	4階以上の延床面積(建築物全体)		m ²	m ²	%

建ぺい率について、制限の緩和や宇治市風致地区条例に定める基準の適用がある場合は、適用される率及びその内容を下段に記入してください。

開発事業構想標示板の様式

この土地に開発事業予定の		についてのお知らせ	
施 行 場 所	宇治市		
開 発 事 業 構 想 の 内 容 (用 途)			
戸 数	区画・戸	事 業 区 域 の 面 積	m ²
構 造	造	建 築 面 積	m ²
高 さ	m	延 床 面 積 (建 築 物 全 体)	m ²
階 数	地 上 地 下	階 階 棟 数	棟
特 定 事 業 者 住 所 ・ 氏 名	住 所 氏 名 (電 話 番 号)		
代 理 者 住 所 ・ 氏 名	住 所 氏 名 (電 話 番 号)		
標 示 板 設 置 日	年 月 日		
<p>この標示板は、宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第37条第2項に基づくものです。 近隣住民の皆様へ 上記の開発事業予定について説明を希望される方は下記までご連絡ください。</p> <p>連絡先 住 所 氏 名 (電 話 番 号)</p>			

(この標示板の大きさは、縦、横共90cm以上とし、取り付け高さは下端において地盤面より90cm程度、私有地内に立ち入らなくても見える位置に設置する。)

開発事業構想標示板設置届出書の様式

開発事業構想標示板設置届出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
宇治市長 あて <div style="text-align: center;"> 特定事業者 住 所 氏 名 電話番号 </div>	
宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第37条第2項に基づき、開発事業構想標示板を設置したので、届け出ます。	
開発事業構想の内容 (用 途)	
施 行 場 所	宇治市
開発事業構想標示板の 設 置 日	<div style="text-align: right;">年 月 日</div>
設置した開発事業構想 標 示 板 の 数	箇所

(注) 下記に示すものを添付してください。

1. 開発事業構想標示板の設置箇所を示す図面(縮尺2,500分の1程度)
2. 記載内容が判る写真(遠景、近景)
3. 近隣住民範囲図
4. 近隣住民配布予定資料

開発事業構想周知状況報告書の様式

開発事業構想周知状況報告書		年 月 日
宇治市長	あて	
	特定事業者 住 所 氏 名 電話番号 代理人 住 所 氏 名 電話番号	印
宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第37条第6項に基づき、近隣住民への周知状況を以下のとおり報告します。		
施 行 場 所	宇治市	
説 明 の 内 容		
説 明 会 等 の 状 況	開 催 日 時	年 月 日 時から 時
	開 催 場 所	
	説 明 者 の 氏 名	
	出 席 者 数	
出された意見、回答等		
意 見	回 答	

- (注) 下記に示すものを添付してください。
1. 近隣住民範囲図
 2. 説明会等議事録
 3. 説明会等配布資料
 4. その他、市長が必要と認める図書

3. 開発事業の事前協議の手続き

宇治市まちづくり・景観条例に基づく開発事業の事前協議の手続きの概要は、次のとおりです。

1. 市に「開発事業事前協議書」(P10・11)を提出してください。

市の窓口において、公表します。

事前協議に必要な図書

特定事業者は事前協議にあたり、次のとおり図書を提出してください。なお、提出された事前協議書については、関係各課へ配布し協議します。

(1) 提出部数 正本： 1部 写し： 公表用 1部 関係各課配布用 必要部数
添付書類 開発事業事前協議書とともに添付する図書(P11) 添付図書等詳細一覧(P16～19)のとおりとします。

(2) 設計図面を除き、図書の大きさはすべてA4判大(縦297mm×横210mm)とし、設計図面等は屏風折りとしてA4判大に統一してください。なお、設計図面には必ず設計者の氏名を記載してください。

(3) 事前協議書はファイル等で整理し、提出してください。

2. 「開発事業事前協議書」を提出後、事業区域において「開発事業計画標示板」(P20)を設置し、市に速やかに「開発事業計画標示板設置届出書」(P21)を提出してください。

開発事業計画標示板は、事業区域に接する道路から見やすい場所に設置してください。2以上の道路に接する場合は、標示板を道路毎に設置してください。

標示期間は、工事着手までとします。

開発事業計画標示板は、適正に管理してください。

3. 標示板設置後、資料等で周辺住民に開発事業の計画内容の周知を図ってください。周辺住民から説明会を求められた場合は、説明会を開催してください。

周辺住民は、近隣住民及び開発事業の区域の敷地境界線からの水平距離で、開発事業の区域に建築する建築物の高さの1.5倍の距離又は15mのいずれか長い距離の範囲内にある土地が町内会等の区域に属する場合の、当該町内会等の構成員である方を対象としています。

4. 周辺住民へ説明会を開催した後、「周辺住民説明会開催状況報告書」(P22)を市に速やかに提出してください。

説明会を求められていない場合でも、「周辺住民説明会開催状況報告書」を提出してください。

周辺住民に対しては、報告書が公表される旨を周知してください。

市の窓口において、公表します。

5. 「事前協議書」の公表の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、周辺住民は「意見書」(P23)を市に提出することができます。市から意見書の写しを特定事業者に交付しますので、特定事業者は、この意見書に対する「見解書」(P24)を市に提出してください。

市の窓口において、公表します。また、市は意見書提出者に「見解書」の写しを交付します。

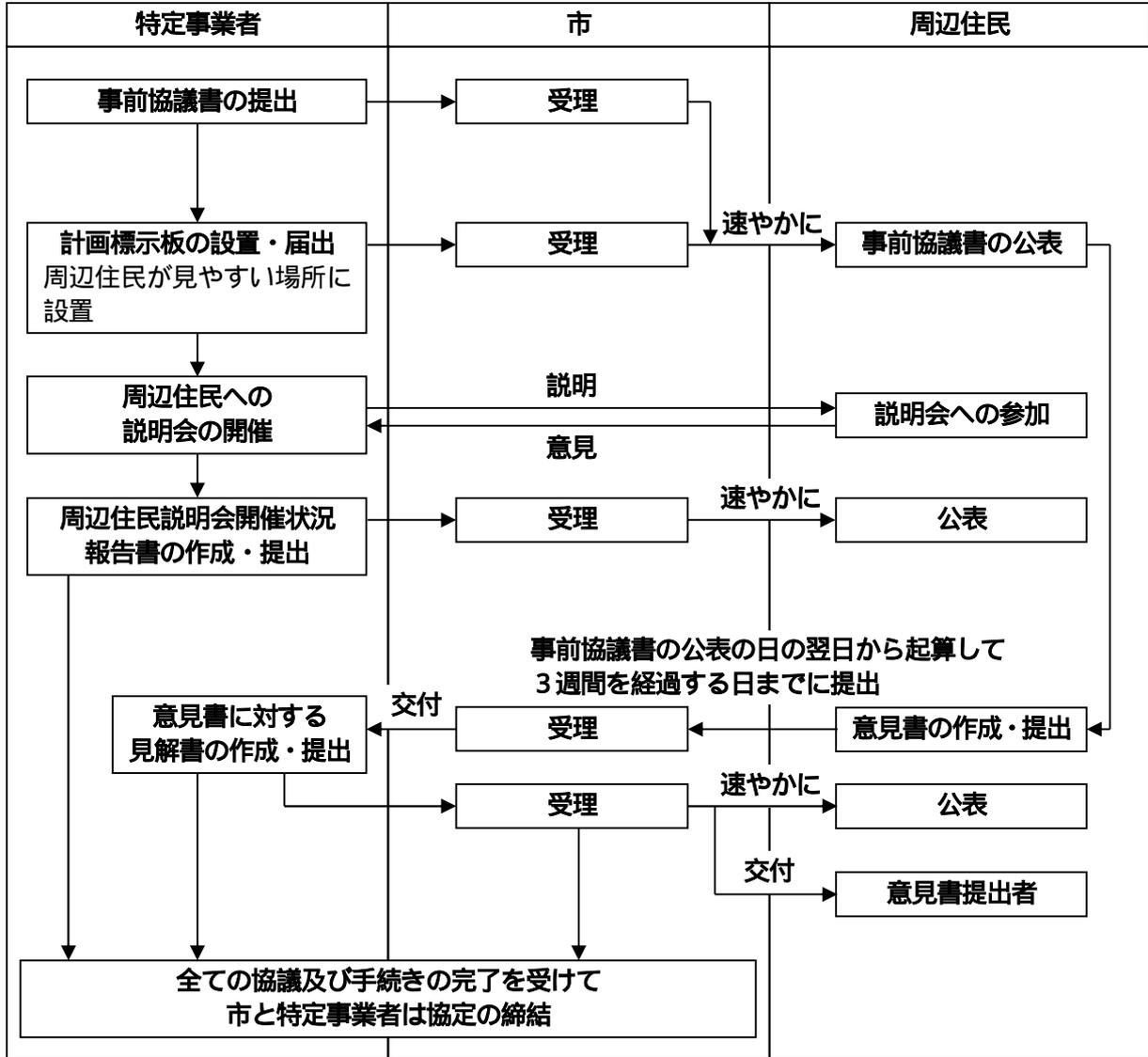
6. 全ての協議及び手続きの完了を受けて、市と特定事業者は「協定の締結」を行います。

協定の締結までに、事業区域面積に応じてまちづくり事務連絡会(3,000㎡以上)及び宅地造成委員会(5,000㎡以上)を開催します。

7. 事前協議の内容を変更する際は、「開発事業事前協議変更協議書」(P25)を提出してください。

変更協議を行い、協定内容に変更がある場合は、「変更協定の締結」を行います。

< 開発事業の事前協議の手続き >



開発事業事前協議書の様式

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第39条第2項に基づき、開発事業について事前協議書を提出します。

年 月 日

宇治市長

あて

特定事業者 住 所
氏 名
電話番号

実印

事業概要	1. 施行場所	宇治市
	2. 事業区域の面積	m ² (開発関連区域 m ²)
	3. 開発事業計画の内容(用途)	宅地開発事業 (区画) 中高層建築行為 〔 〕
		特定用途建築行為 〔 〕
		地区まちづくり計画が定められている地区内での建築行為 〔 〕
		その他に市長が必要と認めたもの 〔 〕
		〔 〕
	4. 代理者 住所 氏 名	(電話番号)
5. 工事施工者 住所 氏 名	(電話番号)	
6. 工事着手予定日	年 月 日	
7. 工事完了予定日	年 月 日	
8. その他		

なお、代理人を定め、本事前協議書を含む今後の宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例に基づく手続きに関する一切の権限・業務を委任する場合は、上記4に記載してください。

手続きに関する一切の権限・業務とは、開発事業事前協議書から完了・検査(移管・帰属等の手続きが必要な場合はその業務)に至る一切の権限・業務を言う。

開発事業事前協議書とともに添付する図書

- (1) 施行場所位置図
- (2) 開発事業計画調書
- (3) 特定事業者の印鑑証明書 (事前協議書提出日前3箇月以内のものを添付)
- (4) 特定事業者の代表者事項証明書 (事前協議書提出日前3箇月以内のものを添付)
- (5) 土地調書 (所在、地目、地積、権利者)
- (6) 公図の写し (施行場所及び周囲(官有地含))
- (7) 登記全部事項証明書 (施行場所及び周囲(官有地含)、隣接は要約書可)
(事前協議書提出日前3箇月以内のものを添付)
- (8) 施行同意書 (権利者の印鑑証明書、代表者事項証明書、実印(証明書については同意日前3箇月以内のものを添付))
- (9) 施行承諾書 (施行場所周囲(土地、建物)、認印)
- (10) 現況写真 (事業区域の境界(朱実線)、開発関連区域の境界(朱破線))
- (11) 官民有地境界明示図
- (12) 現況平面図
- (13) 土地利用計画図
- (14) 求積図 (事業区域、開発関連区域、公共施設、緑地等)
- (15) 造成計画平面図
- (16) 造成計画断面図
- (17) 排水計画平面図 (雨水、汚水)
- (18) 排水計画縦断図・断面図 (雨水、汚水)
- (19) 流量計算書
- (20) 給水計画平面図
- (21) その他計画平面図 (公園、防災、貯水施設、防火水槽、調整池、雨水貯留槽等)
- (22) 構造図 (道路及び排水施設、流末水路、鉄筋コンクリート、擁壁、公園、貯水施設、防火水槽、雨水流出抑制施設等)
- (23) がけ及び擁壁の断面図
- (24) 道路計画縦断図・横断図
- (25) 構造計算書 (重要な道路構造物となる擁壁、橋梁等)
- (26) 土質分布図 (重要な道路構造物となる擁壁、橋梁等がない場合は不要)
- (27) 土質試験書 (重要な道路構造物となる擁壁、橋梁等がない場合は不要)
- (28) 建築物各階平面図
- (29) 建築物立面図
- (30) 建築物断面図
- (31) 建築求積図
- (32) 電波受信障害予測地域図 (机上、中高層建築行為でない場合は不要)
- (33) 日影図 (用途地域が商業地域の場合は近隣商業地域、工業地域の場合は準工業地域として取扱う。中高層建築行為でない場合は不要)
- (34) その他必要な図書 (排水同意、車両軌跡図、浄化槽算定書等)

(注) 上記の印については、宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第40条第1項の規定により公表されます。

開発事業に関する施行同意書

宇治市長

あて

特定事業者 (施行場所：) の計画に係る開発事業に関する工事の施行については、異議なく同意します。

1. 土地

所在地(地番)	地目	地積	権利種別	同意年月日	権利者(住所・氏名)	実印

2. 建築物等(土地所有者と建築物等所有者が異なる場合)

所在地(地番)	建築物等	権利種別	同意年月日	権利者(住所・氏名)	実印

- (注) (1) 「権利種別」欄には、所有権、抵当権、地上権、地役権等の権利の別を記入してください。
- (2) 建築物等の「建築物等」欄には、建築物、工作物等の種類を記入してください。
- (3) 印鑑証明書、代表者事項証明書を添付してください。

開発事業に関する施行承諾書（隣接）の様式

開発事業に関する施行承諾書（隣接）

宇治市長

あて

特定事業者（施行場所： ）の計画に係る開発事業に関する工事の施行については、異議なく承諾します。

1. 土地

所在地（地番）	地目	地積	権利種別	承諾年月日	権利者(住所・氏名)	印

2. 建築物等（土地所有者と建築物等所有者が異なる場合）

所在地（地番）	建築物等	権利種別	承諾年月日	権利者(住所・氏名)	印

- （注）（１） 「権利種別」欄には、所有権等の権利の別を記入してください。
（２） 建築物等の「建築物等」欄には、建築物、工作物等の種類を記入してください。

添付図書等詳細一覧

図書の名称	明 示 事 項	縮 尺	備 考
(1) 施行場所 位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 事業区域の境界（朱実線）と開発関連区域の境界（朱破線） 事業区域から排出される雨水の流末河川への経路 消火栓の位置 敷地外駐車場位置 	$\frac{1}{2500}$ 程度	縮尺 2, 500分の1程度の白図等
(6) 公図の写し (字切図)	<ul style="list-style-type: none"> 方位 事業区域の境界（朱実線）と開発関連区域の境界（朱破線） 事業区域及びその周辺の町、地番 転写年月日、氏名 		法務局に保管されている公図を模写したものの無番地については、道・水の記載をすること
(7) 登記全部 事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内の地番 事業区域に隣接する地番 		正1部 事前協議書提出日前3箇月以内のものを添付
(8) 施行同意書	<ul style="list-style-type: none"> 実印 印鑑証明書 代表者事項証明書 		は原本還付可 同意日前3箇月以内のものを添付
(9) 施行承諾書	<ul style="list-style-type: none"> 認印可 		
(11) 官民有地 境界明示図			原本還付可
(12) 現況平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 事業区域の境界（朱実線）と開発関連区域の境界（朱破線） 土地の形状 道路の形状及び幅員 事業区域及び隣接区域の地番、所有者及び地目 従前の公共施設等の位置及び形状 	$\frac{1}{250}$ 以上	隣接地が詳しくわかるものであること
(13) 土地利用 計画図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 事業区域の境界（朱実線）と開発関連区域の境界（朱破線） 工区界 公共施設の位置及び形状 予定建築物の敷地形状及び用途 公益的施設の位置及び形状 凡例 道路、建築物、駐車場、駐輪場、緑地、宅地の計画高、側溝の流下方向、雨水流出抑制施設等 	$\frac{1}{250}$ 以上	工区界は、工区が分かる場合に表記すること 予定建築物等の用途は、住宅、共同住宅、店舗、工場等と具体的に記入すること
(14) 求積図 (建築物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域、開発関連区域求積表 事業区域の宅地の求積表 従前の公共施設等の求積表 新設の公共施設等の求積表 緑地の求積表 	$\frac{1}{1000}$ 以上	面積は、小数第2位とすること。ただし、緑地面積については、小数第1位にとどめ、小数第2位以下を四捨五入すること

図書の名称	明 示 事 項	縮 尺	備 考
(15)造成計画 平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 事業区域の境界（朱実線）と開発関連区域の境界（朱破線） 切土、盛土の色別 がけ又は擁壁の位置及び形状 道路の位置、形状、幅員、勾配及び記号 縦横断面線の位置及び記号 工区界 道路中心線及びその交差角 地形（等高線） 宅地の計画高 凡例 	$\frac{1}{250}$ 以上	切土の場合は黄色、盛土の場合は緑色で色別すること 道路、水路、公園等の公共施設、公益的施設、擁壁、のり、緑地等を旗揚げ等により表記すること
(16)造成計画 断面図	<ul style="list-style-type: none"> 造成計画平面図に当る記号 切土又は盛土をする前後の地盤高 地盤高（基準高を入れる） 切土、盛土の色別 道路名、道路種別及び幅員 	$\frac{1}{100} \sim \frac{1}{250}$	隣接地との関係を詳しく書くこと 切土の場合は黄色、盛土の場合は緑色で色別すること
(17)排水計画 平面図	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の位置、種類（雨水、汚水）、形状（内のり寸法、勾配）及び流下方向 吐口の位置 放流先の名称 排水施設の記号 集水系統のブロック別の色分け記号 放流先排水路までの形状寸法 凡例 	$\frac{1}{250}$ 以上	排水施設の雨水は青色、汚水は茶色で色別すること
(18)排水計画 縦断図・ 断面図	<ul style="list-style-type: none"> 測点 単距離及び追加距離 現地盤高と計画地盤高 排水施設の種類、形状及び勾配 底高及び合流点高 人孔間距離及び管底高 周辺排水施設取合高 基準線（D・L） 	$H = \frac{1}{250}$ 以上 $V = \frac{1}{100}$ 以上	雨水・汚水
(19)流量計算書	<ul style="list-style-type: none"> 計算書 流域図（流域面積記入） 		雨水
(20)給水計画 平面図	<ul style="list-style-type: none"> 配水管及び給水施設の位置、口径 消火栓等の位置 	$\frac{1}{250}$ 以上	配水管及び給水施設は青色で着色すること
(21)貯水施設 計画図	<ul style="list-style-type: none"> 貯水施設一般図、構造詳細図 断面形状及び寸法 鉄筋配置形状及び寸法 鉄筋寸法、鉄筋表 基礎構造の種類及び寸法 吸管投入口蓋詳細明示（宇治市章入り） 使用コンクリート及び鉄筋の品質等表示 	$\frac{1}{50} \sim \frac{1}{250}$	施設の規模、構造等については、宇治市消防本部の基準によること

図書の名称	明 示 事 項	縮 尺	備 考
(21)公園施設 計 画 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方 位 ・ 公園施設の位置、種類及び名称 ・ 形状及び寸法 ・ 敷地高及び排水方向 ・ 植栽の位置、樹種及び規格 	$\frac{1}{50} \sim \frac{1}{250}$	
(21)防災計画 平 面 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 事業区域の境界 ・ 現況流域界、集水系統別に色別 ・ 地表水及び排水の流れの方向 ・ えん提、遊水池、沈砂池、床固工、シガラ柵工、法面保護工、フトン籠工、暗渠排水溝工等の防災施設の位置、種類及び形状、規模 ・ 防災施設の施工に必要な準備施設計画 ・ 工事中の雨水排水系路、同施設及び土工移動計画と運土計画 ・ 凡例 	$\frac{1}{250}$ 以上	
(22)道路施設 構 造 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道、側溝、植樹柵等の構造図 ・ 街渠、集水柵、排水管等の構造図 ・ 舗装、路盤、路床、その他路側構造物の構造図 ・ 材料 ・ 形状及び寸法 	$\frac{1}{50}$ 以上	道路毎に対称記号を明記すること
(22)排水施設 構 造 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開渠、暗渠、床止工、護岸工、吐口、人孔、雨水柵、汚水処理場等の構造図 ・ 材料 ・ 形状及び寸法 	$\frac{1}{50}$ 以上	排水施設毎に対称記号を明記すること
(22)流末水路 構 造 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放流される水路、河川等の構造詳細図 ・ 放流口の排水施設の構造詳細図 ・ 放流される水路、河川等の常水面高及び最高水面高 	$\frac{1}{50}$ 以上	
(22)鉄筋コン クリート 構 造 図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 断面形状及び寸法 ・ 鉄筋配置形状及び寸法 ・ 鉄筋寸法(鉄筋加工図示)、鉄筋表 ・ 目地構造 ・ 基礎構造の種類と寸法 ・ 地下構造物の場合は土破り厚 ・ 使用コンクリート及び鉄筋の品質表示 	$\frac{1}{50}$ 以上	構造基準は土木学会の規定によること

図書の名称	明 示 事 項	縮 尺	備 考
(23) がけ及び擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ がけの高さ及び勾配 ・ がけ面の保護の方法 ・ 擁壁の材料の種類及び寸法 ・ 裏込コンクリート等の寸法 ・ 透水層の位置及び寸法 ・ 擁壁を設置する前後の地盤面 ・ 基礎地盤の土質 ・ 水抜穴の寸法及び間隔 ・ 擁壁の寸法及び勾配 ・ 基礎ぐいの位置及び寸法 	$\frac{1}{50}$ 以上	鉄筋コンクリート擁壁のときは、配筋図を添付すること
(24) 道路計画縦断図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 測点 ・ 勾配（縦断勾配及び縦断曲線） ・ 計画高及び地盤高 ・ 単距離及び追加距離 ・ 道路記号及び基準線（D・L） 	$H = \frac{1}{250}$ 以上 $V = \frac{1}{100}$ 以上	測点間隔は標準として20mとする なお、周辺取付道路を含めること
(24) 道路計画横断図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅員構成（車道、歩道、中央帯、停車帯、自転車専用道、自転車・歩行者通行帯、路肩帯等による構成幅員）を明記 ・ 横断勾配（％） ・ 路面及び路盤の詳細 ・ 集水桝及び取付管の形状 ・ 道路側溝の位置、形状及び寸法 ・ 埋設管の位置 	$\frac{1}{50}$ 以上	
(26) 土質分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木学会規定により表示すること 	任 意	

開発事業計画標示板の様式

この土地に開発事業計画の		についてのお知らせ	
施 行 場 所	宇治市		
開 発 事 業 計 画 の 内 容 (用 途)			
戸 数	区画・戸	事業区域の面積	m ²
構 造	造	建築面積	m ²
高 さ	m	延床面積 (建築物全体)	m ²
階 数	地上 地下	階 階	棟 棟
特 定 事 業 者 住 所 ・ 氏 名	住 所 氏 名 (電話番号)		
代 理 者 住 所 ・ 氏 名	住 所 氏 名 (電話番号)		
標 示 板 設 置 日	年 月 日	着 手 予 定 日	年 月 日
<p>この標示板は、宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第40条第2項に基づくものです。 周辺住民の皆様へ 上記の開発事業計画について説明を希望される方は下記までご連絡ください。</p> <p>連絡先 住 所 氏 名 (電話番号)</p>			

(この標示板の大きさは、縦、横共90cm以上とし、取り付け高さは下端において地盤面より90cm程度、私有地内に立ち入らなくても見える位置に設置する。)

開発事業計画標示板設置届出書の様式

開発事業計画標示板設置届出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 宇治市長 あて <div style="text-align: center;"> 特定事業者 住 所 氏 名 電話番号 </div> <p>宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第40条第2項に基づき、開発事業計画標示板を設置したので、届け出ます。</p>	
開発事業計画の内容 (用 途)	
施 行 場 所	宇治市
開発事業計画標示板の 設 置 日	年 月 日
設置した開発事業計画 標 示 板 の 数	箇所

(注) 下記に示すものを添付してください。

1. 開発事業計画標示板の設置箇所を示す図面(縮尺2,500分の1程度)
2. 記載内容が判る写真(遠景、近景)
3. 周辺住民範囲図

周辺住民説明会開催状況報告書の様式

周辺住民説明会開催状況報告書		年 月 日
宇治市長	あて	
	特定事業者 住 所 氏 名 電話番号 代理者 住 所 氏 名 電話番号	実印
宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第40条第4項に基づき、周辺住民説明会を開催しましたので、その結果を以下のとおり報告します。		
施 行 場 所	宇治市	
説 明 の 内 容		
説 明 会 等 の 状 況	開 催 日 時	年 月 日 時から 時
	開 催 場 所	
	説 明 者 の 氏 名	
	出 席 者 数	
出された意見、回答等		
意 見	回 答	

(注) 下記に示すものを添付して下さい。

1. 周辺住民範囲図
2. 説明会等議事録
3. 説明会等配布資料
4. その他、市長が必要と認める図書

意見書の様式

意見書	
年 月 日	
宇治市長	あて
意見書提出者 住 所 氏 名 電話番号	
宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第41条第1項の規定により、当方の意見書を提出します。	
特 定 事 業 者 名	
施 行 場 所	宇治市

公表している開発事業に対してご意見がある場合は、この用紙に記入し、市に提出してください。
 なお、この意見書は宇治市を經由して、特定事業者に交付されます。

意見書の提出先

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所 都市整備部 開発指導課 電話0774-22-3141

見解書の様式

見解書	
年 月 日	
宇治市長	あて
特定事業者 住 所 氏 名 電話番号	
実印	
宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第42条第1項の規定により、先方の提出された意見について当方の見解書を提出します。	
開発事業計画の内容 (用 途)	
施 行 場 所	宇治市

先方の意見(要約)	当 方 の 見 解

連絡先 住 所
氏 名

(電話番号)

開発事業事前協議変更協議書の様式

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第39条第4項に基づき、事前協議の内容の変更について協議書を提出します。

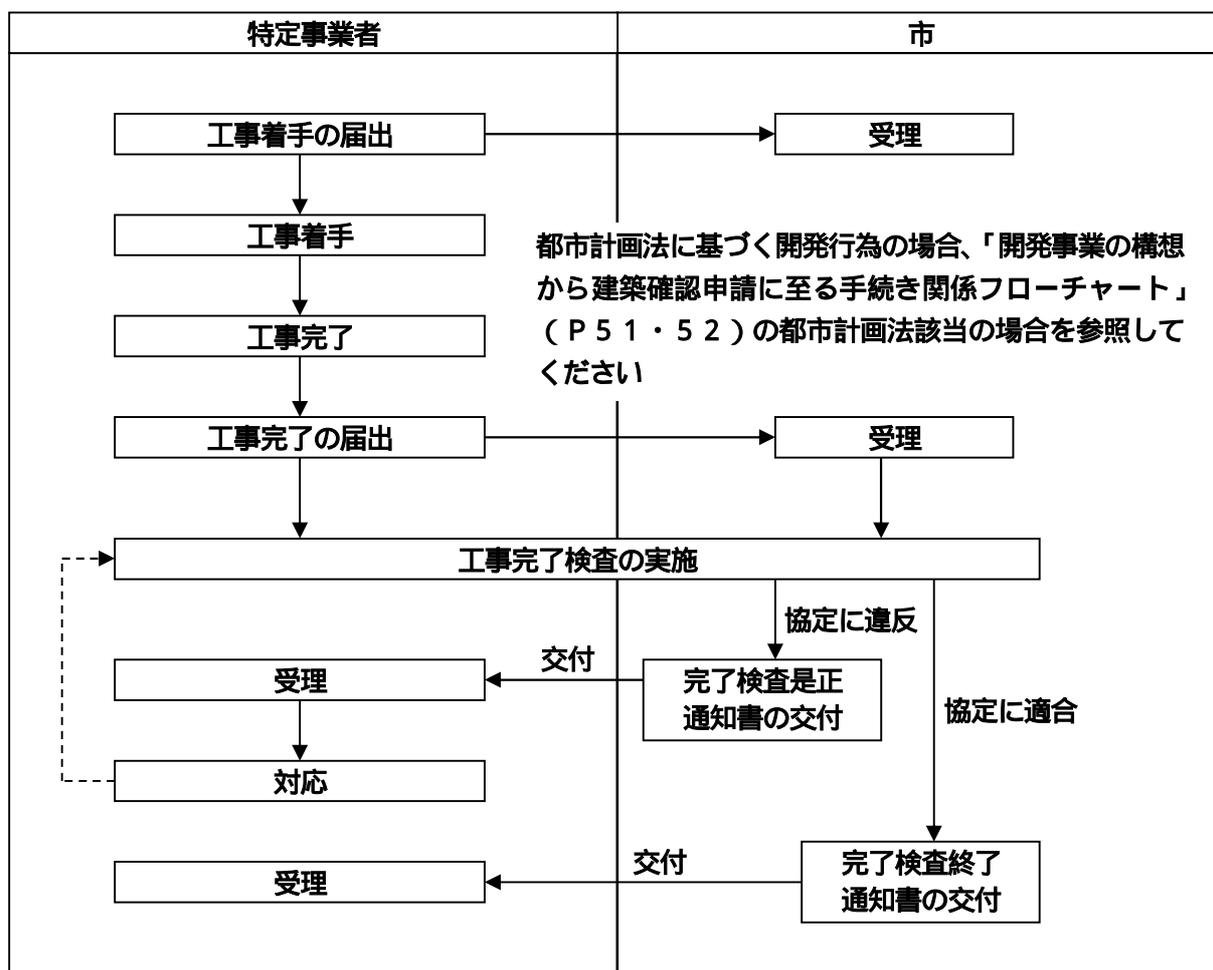
宇治市長	あて	年 月 日	
	特定事業者 住 所 氏 名 電話番号	実印	
事前協議書提出日	年 月 日		
協定締結日・番号	年 月 日 宇都開第 号		
施 行 場 所	宇治市		
事業区域の面積	㎡（開発関連区域 ㎡）		
変 更 内 容		変 更 の 理 由	

4. 開発事業に関する工事の着手等の手続き

宇治市まちづくり・景観条例に基づく開発事業に関する工事の着手等の手続きの概要は、次のとおりです。

1. 協定の締結以降に市に「開発事業工事着手届出書」(P27)を提出してください。
着手届出書を提出してから工事に着手してください。
2. 工事が完了した際には、「開発事業工事完了届出書」(P28)を提出してください。
完了届出書を受理後、工事完了検査を実施します。協定に違反していると認める時は「開発事業工事完了検査是正通知書」(P30・31)を、協定に違反していないと認める時は「開発事業工事完了検査終了通知書」(P29)を交付します。
都市計画法に基づく開発行為のうち、特定用途建築行為における造成工事が完了した際は、「公共施設等工事完了届出書」(P32)を提出し、京都府の検査までに宇治市の公共施設等工事完了検査を受けてください。建築物及び事業区域内外構等の工事が完了した際には、「開発事業工事完了届出書」を提出し、工事完了検査を受けてください。宅地開発事業における工事が完了した際は、「公共施設等工事完了届出書」と「開発事業工事完了届出書」を提出し、京都府の検査までに宇治市の工事完了検査(公共施設等工事完了検査)を受けてください。
3. 「開発事業工事完了検査是正通知書」を受けた特定事業者については、速やかに対応し、再度工事完了検査を受けてください。

< 開発事業に関する工事の着手等の手続き >



開発事業工事着手届出書

年 月 日

宇治市長

あて

特定事業者 住 所
氏 名
電話番号

下記により、開発事業に関する工事に着手しますので届け出ます。

記

1. 協定締結日・番号 年 月 日 宇都開第 号

2. 施 行 場 所 宇治市

3. 工 事 着 手 日 年 月 日

4. 工 事 完 了 予 定 日 年 月 日

5. 工 事 施 工 者 住 所
氏 名
電話番号

6. 現 場 責 任 者 住 所
氏 名
電話番号

7. 他法令等手続きの状況 道路法 河川法 下水道法 建築基準法 消防法
景観法 屋外広告物法 駐車場法 道路交通法
下水道条例 給水条例 地球温暖化対策条例
福祉のまちづくり条例 風致条例 水路使用許可
地区計画 その他()

- (注) 1. この開発事業工事着手届出書は、工事工程計画表・安全管理計画図を添付してください。
2. 工事完了後、開発事業工事完了届出書を提出してください。
3. 他法令等手続きの状況について、申請済み、届出済みのものにレ点を記載してください。

開発事業工事完了届出書

年 月 日

宇治市長

あて

特定事業者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付 宇都開第
が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

号で協定を締結した開発事業に関する工事

記

1. 工 事 完 了 日 年 月 日

2. 施 行 場 所 宇治市

3. 他法令等手続きの状況 道路法 河川法 下水道法 建築基準法 消防法
景観法 屋外広告物法 駐車場法 道路交通法
下水道条例 給水条例 地球温暖化対策条例
福祉のまちづくり条例 風致条例 水路使用許可
地区計画 その他()

- (注) 1. この開発事業工事完了届出書には、工事写真(帰属部分・寄附部分・駐車場・駐輪場・
緑地・雨水流出抑制施設・建物外観等)・完了図を添付してください。
2. 他法令等手続きの状況について、完了届を提出しているものにレ点を記載してください。

開発事業工事完了検査終了通知書

様

宇治市長 印

下記の開発事業に関する工事は、年 月 日検査の結果、開発事業事前協議に関する協定の内容に適合していることを通知します。

記

1. 協定締結日・番号 年 月 日 宇都開第 号
2. 施行場所 宇治市
3. 特定事業者の住所及び氏名 住所
氏名
4. 開発事業の内容（用途）

開発事業工事完了検査是正通知書

様

宇治市長 印

下記の開発事業に関する工事は、 年 月 日検査の結果、開発事業事前協議に関する協定の内容に適合していないと認めたので、宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第47条第3項の規定により、是正すべき内容を通知します。

記

1. 協定締結日・番号 年 月 日 宇都開第 号
2. 施行場所 宇治市
3. 特定事業者の住所及び氏名 住 所
氏 名
4. 是 正 内 容 (別紙 様式 - 口)

開発事業工事完了検査是正通知書の様式 - 口

4 . 是 正 内 容

公共施設等工事完了届出書

年 月 日

宇治市長

あて

特定事業者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付 宇都開第 号で協定を締結した公共施設等に関する工事が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1. 工 事 完 了 日 年 月 日

2. 施 行 場 所 宇治市

3. 他法令等手続きの状況 道路法 河川法 下水道法 景観法 道路交通法
給水条例 風致条例 水路使用許可 地区計画
その他()

- (注) 1. この公共施設等工事完了届出書には、工事写真(帰属部分・寄附部分・擁壁・雨水流出抑制施設等) 完了図を添付してください。
2. 他法令等手続きの状況について、完了届を提出しているものにレ点を記載してください。

5 . 地位承継及び事業の廃止

宇治市まちづくり・景観条例に基づく地位承継及び事業の廃止の手続きとしては、次のとおりです。

1 . 地位の承継（条例第49条）に際しては、「地位承継届」（P34）を提出してください。

提出部数は1部とし、書類は次のとおりとします。

（1）承継者又は被承継者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

（2）「承継に関する事実」の記載については、承継の原因及び承継した地位の内容を詳細に記載してください。

（3）添付書類

委任状

印鑑証明書及び代表者事項証明書

地位の承継を証する書面（戸籍謄本等を添付）

権利の証明書（売買契約書等）

協定書

登記全部事項証明書

施行場所位置図（事業区域の境界を朱実線で記入してください。）

現況平面図

土地利用計画図

2 . 開発事業を廃止（条例第50条）する際には、「開発事業廃止届出書」（P36）を提出してください。

地 位 承 継 届

年 月 日

宇治市長

あて

承継者 住 所
氏 名
電話番号

実印

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第49条第3項の規定により地位の承継の旨を届け出ます。

開発事業計画の内容 (用 途)	
被 承 継 者 名 住 所 ・ 氏 名	実印
承 継 日	年 月 日
承 継 に 関 す る 実 事	
協 定 締 結 日 号 協 番	年 月 日 宇都開第 号
協 定 の 内 容	別紙協定書による

委任状の様式

委 任 状

宇治市長

あて

代理者 住 所
氏 名

私は、下記開発事業において、上記の者を代理者と定め、宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第49条第3項の規定に基づく地位承継の手続きに関する一切の権限・業務を委任します。

記

施 行 場 所 : 宇治市
用 途 :

以上

年 月 日

特定事業者 住 所
氏 名

実印

開発事業廃止届出書

年 月 日

宇治市長

あて

特定事業者 住 所
氏 名
電話番号

実印

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第50条第1項の規定により、下記事業の廃止を届け出ます。

記

1. 開発事業構想届の届出日又は開発事業事前協議書の提出日

構想届出日	年	月	日
事前協議書提出日	年	月	日

2. 施 行 場 所 宇治市

3. 開発事業計画の内容（用途）

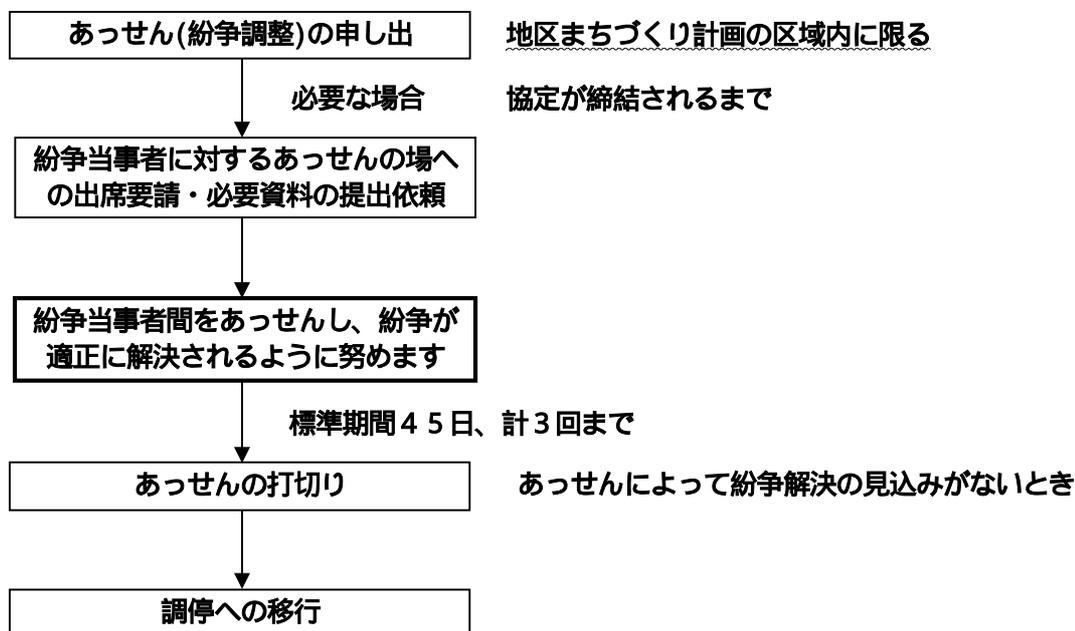
4. 廃 止 の 理 由

6. あっせん・調停の手続き

宇治市まちづくり・景観条例に基づくあっせんの手続きの概要は、次のとおりです。

1. 地区まちづくり計画の区域内において、特定事業者・周辺住民（紛争当事者）はあっせん（紛争調整）が必要と判断された場合には、市と特定事業者が協定の締結を行うまでに「あっせん申出書」（P 39）を提出してください。
2. あっせんのため必要があると認める場合は、紛争当事者に出席を求めるために、市より「出席要請書」（P 40）を交付します。また、あっせんに必要な関係図書等の資料提出を求める際には「あっせんに必要な関係図書提出依頼書」（P 41）を市より交付します。
3. あっせんによって紛争の解決の見込みがないと認められるときは、「あっせん打切通知書」（P 42）を市より紛争当事者に交付します。

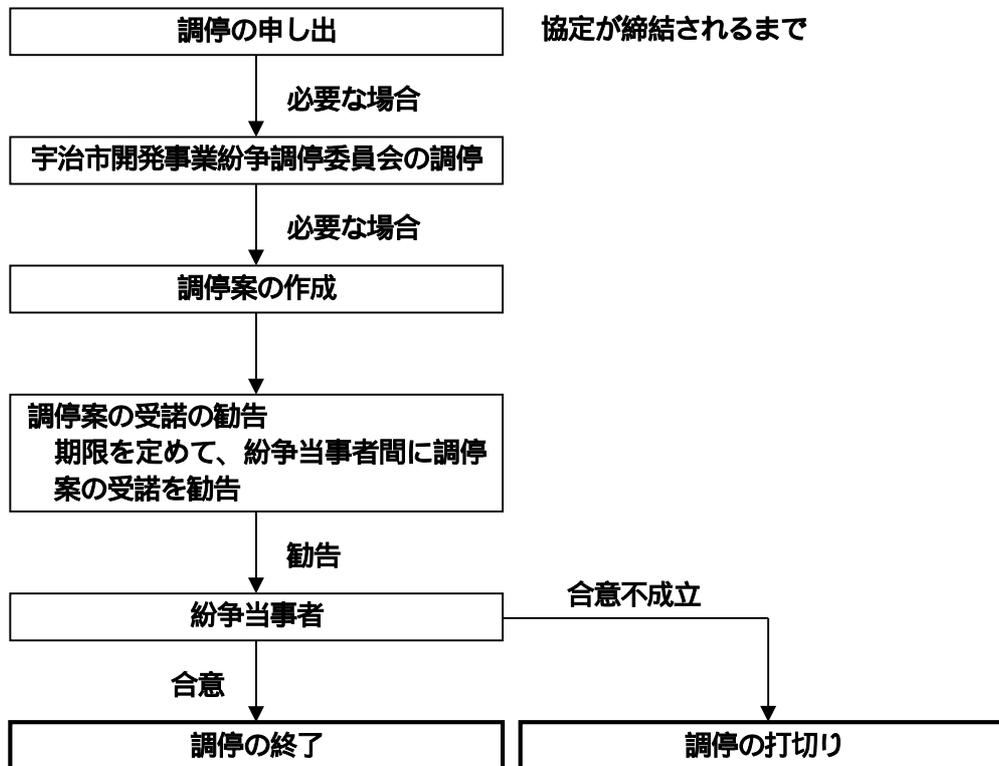
< あっせんの手続き >



宇治市まちづくり・景観条例に基づく調停の手続きの概要は、次のとおりです。

1. あっせんによって紛争の解決に至らないとき、紛争当事者は調停が必要と判断された場合に、「調停申出書」(P 4 3) を市に提出してください。
2. 調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、調停の案を作成し、紛争当事者に「調停案受諾勧告書 (P 4 4) 」を交付します。調停案受諾勧告書に対し、「調停案受諾勧告に対する回答書」(P 4 5) を調停委員会に提出してください。
3. 紛争当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、「調停打切通知書」(P 4 6) を調停委員会より紛争当事者に交付します。

< 調停の手続き >



標準期間60日、計5回まで

あっせん申出書

年 月 日

宇治市長

あて

申出人 住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる
事務所の所在地を記入してください。)

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第51条第1項の規定により、次のとおりあっせんに申し出ます。

開発事業計画の内容 (用 途)	
施 行 場 所	宇治市
あっせんに求める 相手方の 住所及び氏名	
あっせんに求める 事 項	
交渉経過の概要	
その他参考となる 事 項	

備考 代表者を選定した場合は、代表者を申出人としてください。

出席要請書の様式

出席要請書

年 月 日

様

宇治市長 印

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第51条第4項により、あっせんを行いますので、次のとおり出席を要請します。

開発事業計画の内容 (用 途)	
施 行 場 所	宇治市
あっせんの相手方の 住 所 及 び 氏 名	
あっせんを行う日時	年 月 日 午前・午後 時
あっせんを行う場所	

あっせんに必要な関係図書提出依頼書の様式

あっせんに必要な関係図書提出依頼書

年 月 日

様

宇治市長 印

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第51条第4項により、あっせんに際して、下記に示す図書等が必要とされますので、提出してください。

記

1. あっせんに要する関係図書

あっせん打切通知書

年 月 日

様

宇治市長

印

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第52条の規定により、あっせんを打ち切りますので、次のとおり通知します。

開発事業計画の内容 (用 途)	
施 行 場 所	
あっせんの相手方の 住 所 及 び 氏 名	
あっせんの打ち切りの理由	

調 停 申 出 書

年 月 日

宇治市長

あて

申出人 住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる
事務所の所在地を記入してください。)

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第54条第1項の規定により、次のとおり調停を申し出ます。

開発事業計画の内容 (用 途)	
施 行 場 所	
調停を求める相手方 の住所及び氏名	
調 停 を 求 め る 事 項	
交 渉 経 過 の 概 要	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

備考 代表者を選定した場合は、代表者を申出人としてください。

調停案受諾勧告書

年 月 日

様

宇治市開発事業紛争調停委員長

印

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第54条第5項の規定により、次の調停案の受諾を勧告します。

については、調停案受諾勧告に対する回答書により 年 月 日までに御回答ください。

開発事業計画の内容 (用 途)	
施 行 場 所	
調 停 案	

調停案受諾勧告に対する回答書の様式

調停案受諾勧告に対する回答書

年 月 日

宇治市開発事業紛争調停委員長
様

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる
事務所の所在地を記入してください。)

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第54条第5項の規定による調停案受諾勧告書に対し、次のとおり回答します。

受諾します。

調停案を

受諾しません。

開発事業計画の内容 (用 途)	
施 行 場 所	
受諾しない場合は、その理由	

調停打切通知書

年 月 日

様

宇治市開発事業紛争調停委員長

印

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例第55条第1項の規定により、調停を打ち切りますので、次のとおり通知します。

開発事業計画の内容 (用 途)	
施 行 場 所	
調 停 の 相 手 方 の 住 所 及 び 氏 名	
調停の打ち切りの理由	

7. 都市計画法及び本条例に基づく公共施設等の移管手続き

- (1) 公共公益施設・用地の無償譲渡(帰属・寄附)申込書(P 4 8)
- (2) 都市計画法第32条第1項の規定による同意願(P 4 9)
- (3) 都市計画法第32条第2項の規定による協議書(P 5 0)

(1)~(3)提出部数 3部

(2)(3)の添付書類については、次のとおりです。

なお、(2)(3)とも提出が必要な場合は、添付書類は兼ねることができます。

【添付書類】

- ・ 事前協議書表紙
- ・ 開発事業計画調書
- ・ 位置図
- ・ 土地利用計画図
- ・ 造成計画平面図
- ・ 排水計画平面図
- ・ 構造図(擁壁・橋梁等の重要構造物のみ)
- ・ 土地調書
- ・ 公図
- ・ 求積図(公共施設の新旧対照図)

公共公益施設・用地の無償譲渡

（帰属・寄附）申込書

年 月 日

宇治市長

あて

開発事業者 住 所
氏 名

下記のとおり無償で譲渡（帰属・寄附）しますので、関係書類を添えて申込みます。

記

- 1 開発区域に含まれる地域の名称（関連区域に含まれる地域の名称）

宇治市

（関連区域 宇治市

）

- 2 開発区域の面積

m² （関連区域 m²）

- 3 新たに設置される公共公益施設・用地

種 類	番 号	概 要			管 理 者	用地及び施設の譲渡先	摘 要
		幅員寸法	延 長	面 積			
		m	m	m ²			

（備考） 本申込書は正本3部提出してください。

都市計画法第32条第1項の規定による同意願の様式

都市計画法第32条第1項の規定による同意願

年 月 日

公共施設管理者

宇治市長

あて

開発事業者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法第29条第1項の規定による開発を申請するにあたり、同法第32条第1項の規定により下記の公共施設について同意願います。

記

1 開発区域に含まれる地域の名称（関連区域に含まれる地域の名称）

宇治市

（関連区域 宇治市

）

2 開発区域の面積

m²（関連区域 m²）

3 従前の公共施設

種 類	番 号	概 要			管 理 者	用 地 の 所 有 者	摘 要
		幅員寸法	延長	面積			
		m	m	m ²			

上記願出のとおり同意します。

年 月 日

宇都開第 号

公共施設管理者

宇治市長

印

計画法第32条第2項の規定による協議書の様式

都市計画法第32条第2項の規定による協議書

年 月 日

公共施設管理者

宇治市長

あて

開発事業者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法第29条第1項の規定による開発を申請するにあたり、同法第32条第2項の規定により下記の公共施設について協議します。

記

- 1 開発区域に含まれる地域の名称（関連区域に含まれる地域の名称）

宇治市

（関連区域 宇治市

）

- 2 開発区域の面積

m²（関連区域 m²）

- 3 新たに設置される公共施設

種 類	番 号	概 要			管 理 者	用地の帰属先	摘 要
		幅員寸法	延長	面積			
		m	m	m ²			

上記のとおり協議を完了したことを証明します。

年 月 日

宇都開第 号

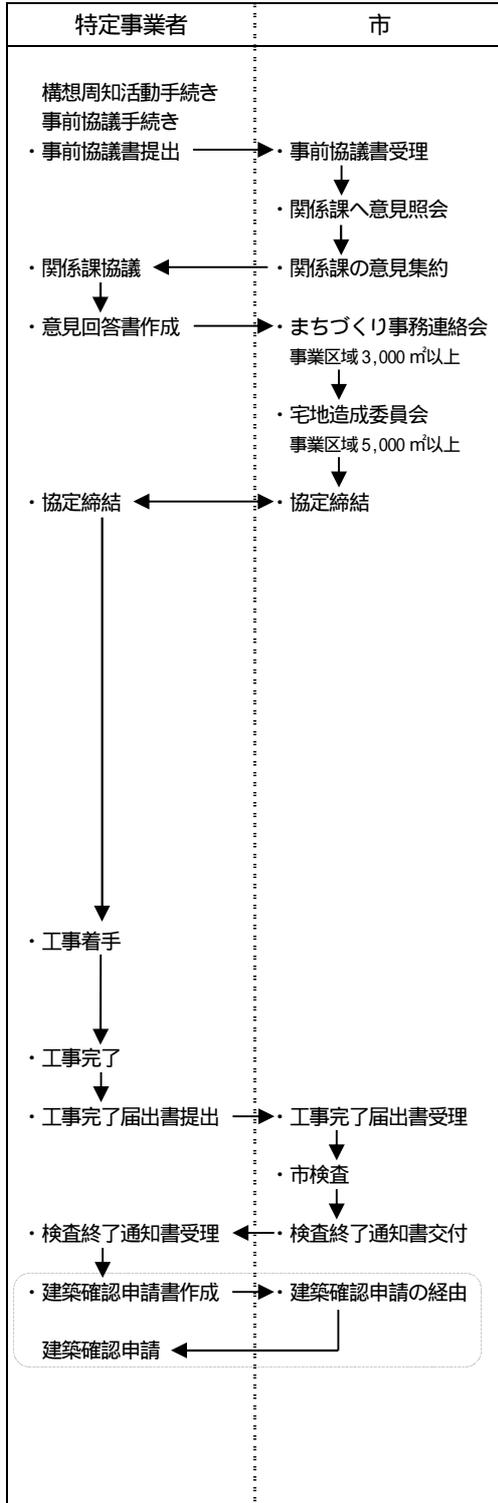
公共施設管理者

宇治市長

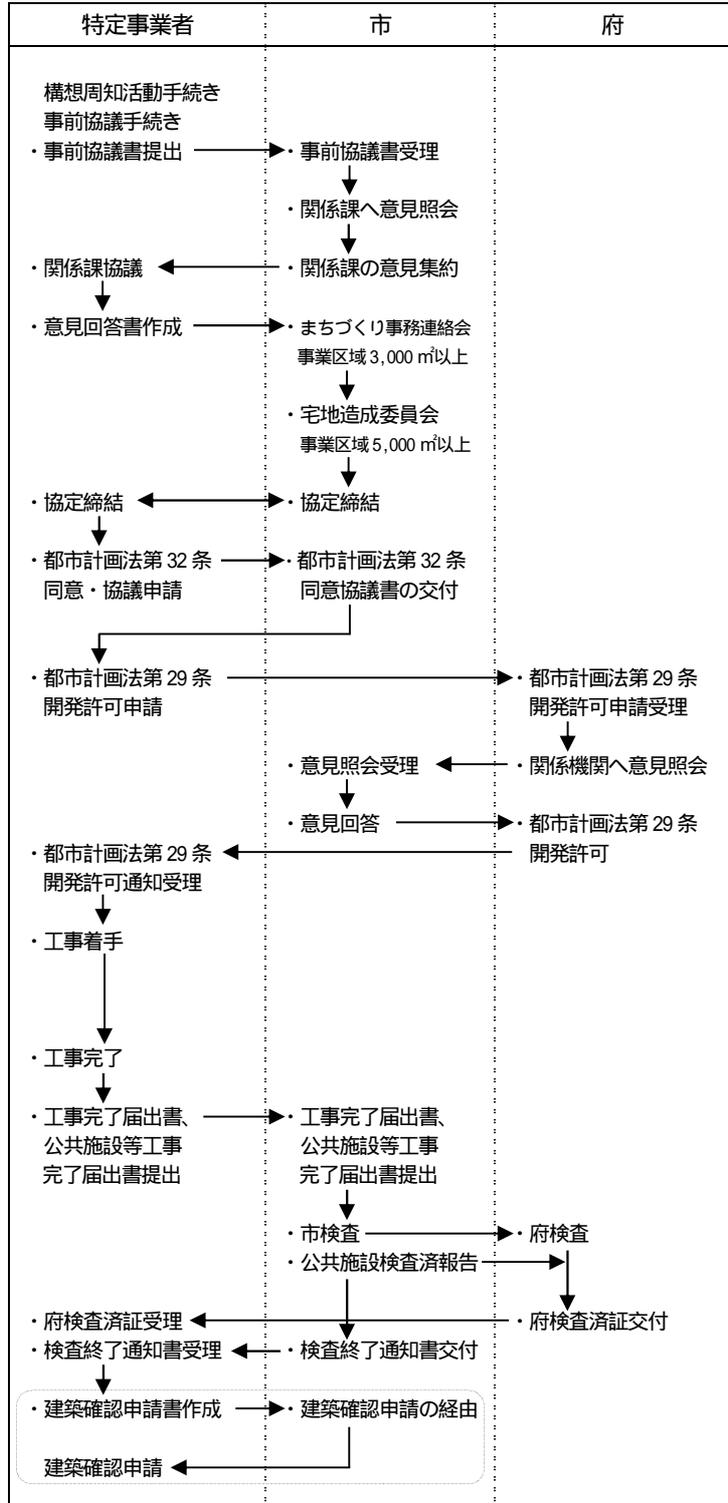
印

8. 開発事業の構想から建築確認申請に至る手続き関係フローチャート

・宅地開発事業(都市計画法非該当)

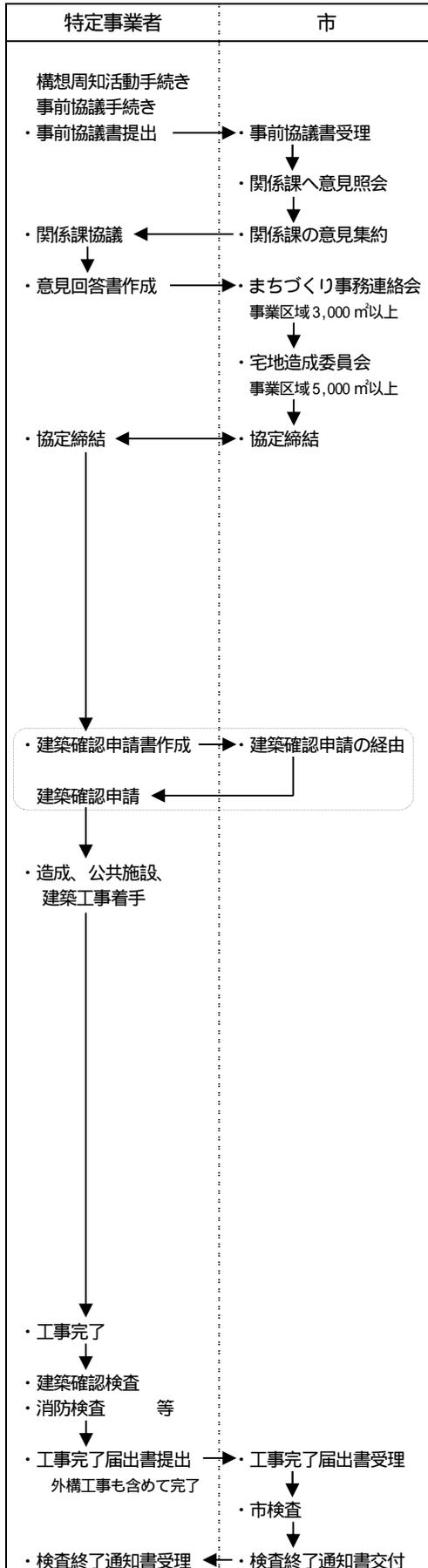


・宅地開発事業(都市計画法該当)

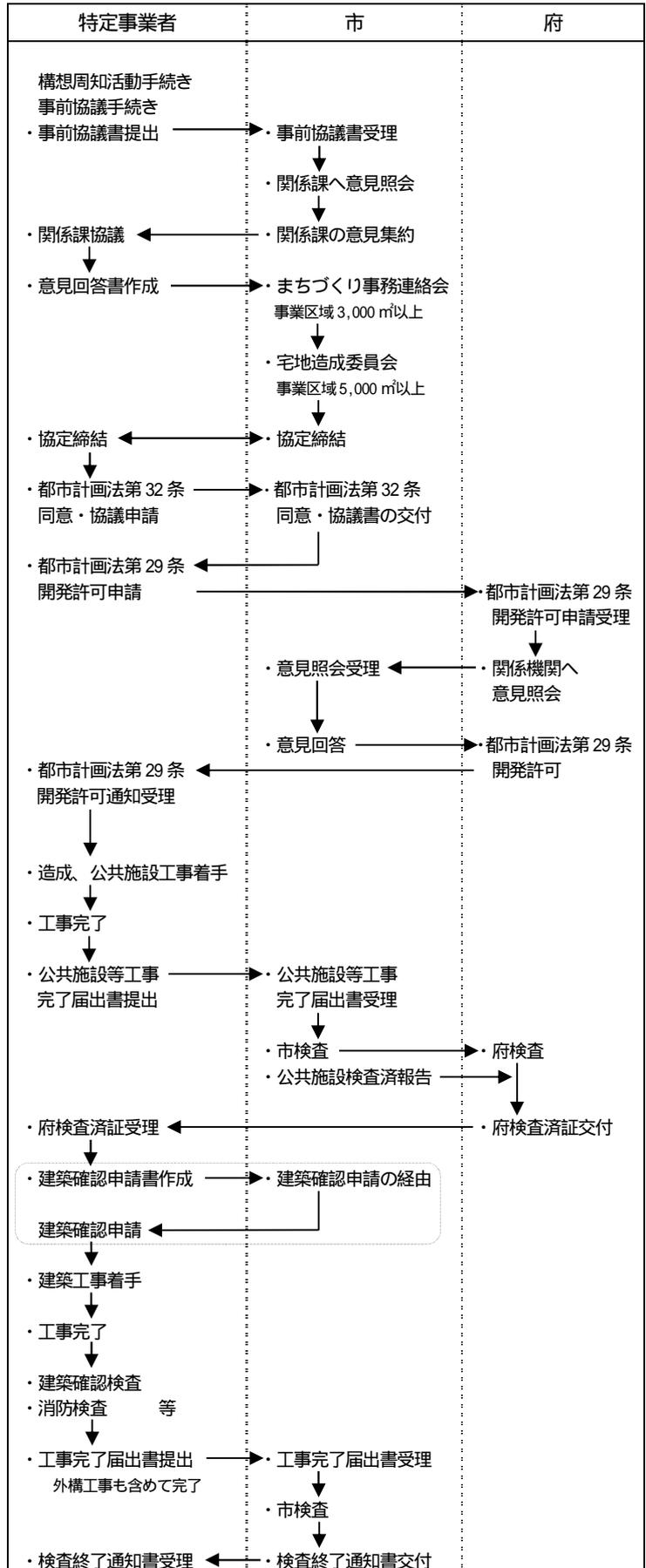


道路法、下水道法等の他法令の申請は関係課協議後となり、許可に関しては協定締結後となる。
条例検査完了後、道路等の寄附手続き・境界確定申請を行う。

・特定用途建築行為(都市計画法非該当)



・特定用途建築行為(都市計画法該当)



9. その他

宇治市まちづくり・景観条例に関する各課意見回答書 記入例



特定事業者 abc株式会社 代表取締役 宇治 太郎
 施行場所 宇治市宇治琵琶3番地ほか

協議課	年月日/担当	各課意見	回答
交通 政策課	○年○月○日	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両の安全運行及び歩行者の安全対策に十分配慮してください。 ・工事関係車両の路上駐車がないよう十分指導してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 ・工事業者に十分指導します。 2 ・工事業者に十分指導します。
	○年○月○日	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動にかかる特定建設作業に該当する場合、7日前までに届出が必要です。 ・騒音、振動にかかる特定施設を設置する場合、工事開始の30日前までに届出が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 ・届出をします。 2 ・届出をします。
○○課	○年○月○日		<ul style="list-style-type: none"> 1 . 2 . 3 . 4 . 5 .
	○年○月○日		<ul style="list-style-type: none"> 1 . 2 . 3 .
	○年○月○日		<ul style="list-style-type: none"> 1 . 2 .
	○年○月○日		<ul style="list-style-type: none"> 1 . 2 .
	○年○月○日		<ul style="list-style-type: none"> 1 . 2 .
○○課	○年○月○日	<p>回答例</p> <p>について協議してください。</p> <p>協議します。 ×</p> <p>協議の結果 とします。 ○</p> <p>回答はなるべく具体的な内容としてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 . 2 .
			<p>一問一答式で回答</p>

以上のように回答いたします。

○年○月○日

住所 京都府宇治市○○○○○○○
 氏名 abc株式会社 代表取締役 宇治 太郎



実印（2枚以上にわたる場合、割印もしくは全ページに実印）

年 月 日

宇治市長

あて

特定事業者 住所
氏名
電話番号

開発計画概要書

年 月 日付 宇都開第 号協定書第 条の規定に基づき、下記のとおり
開発計画概要書(内容明細)を提出します。また、開発計画概要書の変更が生じた場合は、
速やかに開発計画変更概要書を提出します。

記

1. 主要構造		造
2. 棟数		棟
	(附属建築物)	棟)
3. 敷地面積		m ²
4. 建築面積		m ²
5. 延床面積 (建築物全体)		m ²
	(容積対象)	m ²
6. 緑地面積		m ²
7. 駐車場	敷地内 台・敷地外	台
8. 駐輪場		台
9. 雨水流出抑制施設	浸透枳 基・雨水貯留	t



お問い合わせ

宇治市都市整備部開発指導課

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地
TEL 0774(22)3141・FAX 0774(21)0409
Email kaihatsushidou@city.uji.kyoto.jp
ホームページ <http://www.city.uji.kyoto.jp/>